

(団体登録用) **記入例**

体育施設利用者登録申請書 (新規・更新・変更・取消)

受付年月日 平成 年 月 日

(フリガナ)	タマシソウゴウスポーツクラブ			利用者ID
団体名	多摩市総合スポーツクラブ			
代表者	(フリガナ)	セイセキタロウ	大 昭 平	30年12月12日
	氏名	聖蹟太郎		
	〒	206 - 0003		本人確認
	住所	多摩市東寺方588-1		
	電話番号	042 (374) 2313		
メールアドレス	t . a _ m 1 0 0 ~ a - @ c i t y . t o k y o . j p			

⑨: 数字のゼロは 0 英字のオーは O と表現してください。特に / - _ ~ などははっきりと記入してください。

総会員数	市内		市外		備考
	おとな	小中学生	おとな	小中学生	
34人	10人	12人	5人	7人	
主な活動種目(裏面の番号を記入してください)			使用施設(口に✓を入れてください)		
(10)	(32)	(34)	<input checked="" type="checkbox"/>	総合体育館	
()	()	()	<input checked="" type="checkbox"/>	球技場	
()	()	()	<input checked="" type="checkbox"/>	野球場	
			<input type="checkbox"/>	武道館	
			<input type="checkbox"/>	温水プール(ミニスポーツホール)	

パスワード

t	a	m	a	1	2	3								
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

※半角英数字のみ(4~15桁)
ハイフン、アンダーバー等の記号は
使用できません。

体育施設の利用者登録を上記のように申請します。

平成 24 年 2 月 28 日

申請者	氏名	唐木田 花子
	住所	多摩市関戸999-9
	電話番号	042-374-9999

※代表者が申請の場合は、氏名のみご記入ください

ご注意 : 団体の構成員として登録できるのは、小学生以上の方に限ります。

代表者以外の方が申請する場合は、その方と代表者の身分が確認できる書類(コピー可)が必要です。

文化スポーツ課記入欄

名簿確認	団体区分	受付担当者	入力処理者
	市内・市外・子ども・障がい者		
利用者ID	有効期間	処理年月日	年 月 日
	開始 年 月 日 終了 年 月 日	番号	

■活動種目

番号	種目名	番号	種目名	番号	種目名
01	バレーボール	23	柔道	45	ヒップホップダンス
02	バドミントン	24	剣道	46	フラダンス
03	バスケットボール	25	居合道		
04	ハンドボール	26	合気道		
05	インディアカ	27	空手道		
06	ミニテニス	28	少林寺拳法		
07	フットサル	29	なぎなた		
08	卓球	30	弓道		
09	新体操	31	アーチェリー		
10	器械体操	32	軟式野球		
11	リズム体操	33	硬式野球		
12	軽体操	34	ソフトボール		
13	健康体操	35	サッカー		
14	バレエ	36	ラグビー		
15	エアロビクス	37	アメリカンフットボール		
16	社交ダンス	38	グラウンドゴルフ		
17	ジャズダンス	39	ターゲットバードゴルフ		
18	太極拳	40	ラクロス		
19	ヨガ	41	ソフトバレーボール		
20	気功	42	会議		
21	ストレッチ	43	テコンドー		
22	体操	44	スポーツ吹き矢		

1. 次のような場合には体育施設を利用できません。

(登録の抹消や使用承認の取消をすることがあります)

- ① 体育施設や附属設備等を利用して、許可無く観戦料を徴収したり、物品の販売をするなど営利を目的とする場合(営利を目的とする講演会や講習会も含まれます)
- ② 政治団体・宗教団体の活動として利用する場合(宗教団体でなくても、特定の宗教の布教に関する活動の場合も含まれます)
- ③ 体育施設又は附属設備等を破損又は汚損するおそれがある場合
- ④ 秩序又は風俗を乱すおそれがある場合
- ⑤ 管理上支障がある場合

2. 施設使用者(登録者)の責務

- ① 良識に従いモラルやマナーを守ってください。
- ② 使用に際しては事故等の発生を防止するように努め、万一の事故の責任は使用者に帰属します。
- ③ 施設や備品等に損害を与えたときは、損害相当額を賠償していただきます。
- ④ 整備、清掃等を行うとともに、ごみは全て持ち帰ってください。
- ⑤ 登録内容に変更が生じた場合には、直に変更手続きをしてください。
- ⑥ その他、市の条例、規則を遵守するとともに、管理者の指示に従ってください。